

第2四半期報告書

本書は、E D I N E T (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した第2四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

株式会社横浜銀行

(E03559)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【生産、受注及び販売の状況】	5
2 【経営上の重要な契約等】	5
3 【財政状態及び経営成績の分析】	5
第3 【設備の状況】	17
(1) 【主要な設備の状況】	17
(2) 【設備の新設、除却等の計画】	17
第4 【提出会社の状況】	18
1 【株式等の状況】	18
(1) 【株式の総数等】	18
【株式の総数】	18
【発行済株式】	18
(2) 【新株予約権等の状況】	18
(3) 【ライツプランの内容】	21
(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	22
(5) 【大株主の状況】	22
(6) 【議決権の状況】	23
【発行済株式】	23
【自己株式等】	23
2 【株価の推移】	23
【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】	23
3 【役員の状況】	23
第5 【経理の状況】	24
1 【中間連結財務諸表】	25
(1) 【中間連結貸借対照表】	25
(2) 【中間連結損益計算書】	26
(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】	27
(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】	30

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】	32
【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】	39
【注記事項】	40
【事業の種類別セグメント情報】	55
【所在地別セグメント情報】	55
【国際業務経常収益】	55
2 【その他】	57
3 【中間財務諸表】	58
(1) 【中間貸借対照表】	58
(2) 【中間損益計算書】	59
(3) 【中間株主資本等変動計算書】	60
【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】	63
【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】	68
【表示方法の変更】	68
【注記事項】	69
4 【その他】	72
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	73
監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年11月14日
【四半期会計期間】	第148期第2四半期（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）
【会社名】	株式会社横浜銀行
【英訳名】	The Bank of Yokohama, Ltd.
【代表者の役職氏名】	頭取 小川 是
【本店の所在の場所】	横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号
【電話番号】	(045)225-1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部主計室 室長 前川 洋二
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋2丁目8番2号 株式会社横浜銀行東京支店
【電話番号】	(03)3272-4171（大代表）
【事務連絡者氏名】	副支店長 高橋 和博
【縦覧に供する場所】	株式会社横浜銀行東京支店 （東京都中央区日本橋2丁目8番2号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

（1）最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成18年度 中間連結会計期間	平成19年度 中間連結会計期間	平成20年度 中間連結会計期間	平成18年度	平成19年度
		（自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日）	（自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日）	（自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日）	（自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日）	（自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日）
連結経常収益	百万円	125,743	144,001	177,678	260,784	317,949
連結経常利益	百万円	51,553	56,174	24,165	108,810	111,810
連結中間純利益	百万円	31,333	34,645	15,115	-	-
連結当期純利益	百万円	-	-	-	66,289	68,270
連結純資産額	百万円	721,593	757,355	735,039	761,677	748,348
連結総資産額	百万円	10,746,746	11,489,706	11,647,488	11,402,180	11,989,520
1株当たり純資産額	円	483.80	519.70	507.49	514.61	513.03
1株当たり中間純利益金額	円	22.34	24.97	11.04	-	-
1株当たり当期純利益金額	円	-	-	-	47.41	49.52
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	22.29	24.92	11.02	-	-
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	-	-	-	47.28	49.43
自己資本比率	%	6.2	6.1	5.9	6.2	5.8
連結自己資本比率 （国内基準）	%	10.45	10.79	10.19	11.19	10.80
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	969	191,948	82,735	286,041	97,986
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	93,078	237,324	108,313	270,592	141,953
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	43,882	29,595	35,522	67,163	36,953
現金及び現金同等物の 中間期末（期末）残高	百万円	304,623	220,476	201,734	204,697	211,666
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	4,048 [4,047]	4,404 [4,205]	4,706 [4,100]	4,015 [4,014]	4,349 [4,068]

（注）1．当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2．1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3．自己資本比率は、（期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末少数株主持分）を期末資産の部の合計で除して算出しております。

4．連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。なお、平成18年度中間連結会計期間は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

5．平成20年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第146期中	第147期中	第148期中	第146期	第147期
決算年月		平成18年9月	平成19年9月	平成20年9月	平成19年3月	平成20年3月
経常収益	百万円	122,938	141,865	155,509	255,361	293,098
経常利益	百万円	50,390	55,814	25,804	106,861	109,874
中間純利益	百万円	31,294	34,092	16,034	-	-
当期純利益	百万円	-	-	-	65,800	66,468
資本金	百万円	215,305	215,526	215,628	215,481	215,597
発行済株式総数	千株	1,405,811	1,392,673	1,371,071	1,392,506	1,370,947
純資産額	百万円	676,885	711,320	689,467	716,152	701,245
総資産額	百万円	10,498,980	11,122,456	11,288,428	11,079,951	11,625,677
預金残高	百万円	9,300,356	9,654,952	9,819,212	9,827,028	9,996,893
貸出金残高	百万円	8,133,184	8,447,762	8,790,801	8,114,450	8,578,995
有価証券残高	百万円	1,307,060	1,413,199	1,249,704	1,668,026	1,410,983
1株当たり配当額	円	3.50	5.00	5.00	10.00	11.50
自己資本比率	%	6.4	6.3	6.1	6.4	6.0
単体自己資本比率 (国内基準)	%	10.42	10.80	10.13	11.08	10.78
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	3,121 [370]	3,752 [356]	4,027 [346]	3,454 [367]	3,701 [353]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

3. 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。なお、平成18年9月は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

4. 第146期(平成19年3月)の1株当たり配当額のうち3.00円は特別配当であります。

5. 第147期(平成20年3月)の1株当たり配当額のうち1.50円は特別配当であります。

6. 平成20年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

なお、平成20年11月4日より、子会社（下記 3 関係会社の状況 に記載の浜銀ＴＴ証券株式会社）において、証券業務を開始しております。

3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、関係会社の状況については、重要な変更はありません。

なお、平成20年11月4日に第三者割当増資を当行が引き受けたことにより、浜銀ＴＴ証券株式会社（引き受け後の資本金 3,307百万円、議決権の所有割合 51%）が、当行の連結子会社となりました。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成20年9月30日現在

従業員数（人）	4,706 [4,100]
---------	------------------

（注）1．従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員4,121人を含んでおりません。

2．臨時従業員数は、[] 内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成20年9月30日現在

従業員数（人）	4,027 [346]
---------	----------------

（注）1．従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員355人を含んでおりません。

なお、取締役を兼任しない執行役員11名を含んでおります。

2．臨時従業員数は、[] 内に当第2四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

2【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

(1)業績の状況

当第2四半期連結会計期間のわが国経済を振り返りますと、景気は海外経済の減速や原材料高の影響などにより、停滞感が強まりました。すなわち、米国景気悪化の影響が欧州やアジアへと広がるなかで、わが国の輸出が弱含むとともに生産が減少基調をたどりました。また、原油など原材料価格上昇の影響も相まったことから、企業の収益環境が一段と厳しさを増し、設備投資にも慎重な動きが現れました。一方、個人消費についても、家計所得が伸び悩むとともに、食料品など生活に身近な商品の値上がりにより家計の節約志向が高まったことから、鈍い動きとなりました。9月以降は欧米の金融危機を背景に内外の株式相場が大幅に水準を切り下げ、景気の下振れ懸念が強まりました。このような国内景気の悪化や金融市場の混乱が重なったこともあり、不動産や建設、運輸業などを中心に企業倒産の増加が鮮明となりました。

こうしたなか、神奈川県内の景気は弱い動きが広がりました。すなわち、企業部門では輸出の増勢が頭打ちになるとともに生産活動も落ち込み、企業収益の悪化が続きました。家計部門でも、雇用・所得情勢の改善ピッチが鈍るなかで、物価上昇に伴い消費マインドが悪化したことから、個人消費が弱い動きとなりました。また、住宅市場でも分譲マンションの販売低迷が目立ち、関連分野への悪影響が広がりました。

金融面を見ますと、日本銀行が政策金利を据え置くなかで、短期金利は横ばい圏内で推移しました。一方、長期金利は国内景気の悪化懸念などから、水準をやや切り下げる場面がありました。

こうした経済金融環境のもとで、「お客さま、株主、行員、地域社会にとって魅力あふれる金融機関」の実現を目指し、当行グループの強みであるリージョナル・リテール分野に経営資源を集中投下し、全力をあげて経営体質の強化と業績の伸展に努めてまいりました。

この結果、当第2四半期連結会計期間における業績は、以下のとおりとなりました。

預金は、総合取引の推進等による拡大に努めた結果、季節的要因等により当第2四半期連結会計期間中は2,067億円減少したものの、当第2四半期連結会計期間末残高は9兆7,858億円となり、前第2四半期連結会計期間末に比して1,596億円の増加となりました。このうち、定期性預金は当第2四半期連結会計期間中に643億円増加し、当第2四半期連結会計期間末残高は3兆4,802億円となりました。

貸出金は、個人を中心に取引拡大に努めました結果、当第2四半期連結会計期間中に552億円増加し、当第2四半期連結会計期間末残高は8兆7,341億円となり、前第2四半期連結会計期間末に比して3,520億円の増加となりました。

有価証券は、当第2四半期連結会計期間中に1,943億円減少し、当第2四半期連結会計期間末残高は1兆2,460億円となり、前第2四半期連結会計期間末に比して1,649億円の減少となりました。

総資産は、当第2四半期連結会計期間中に3,978億円減少し、当第2四半期連結会計期間末残高は11兆6,474億円となり、前第2四半期連結会計期間末に比して1,577億円の増加となりました。

損益につきましては、資金運用収益を中心とする経常収益が923億8千5百万円、営業経費のほか与信費用を含む経常費用が906億1千1百万円となり、経常利益が17億7千4百万円、四半期純利益が15億3千6百万円となりました。

事業の種類別セグメントの状況につきましては、銀行業務の経常収益は814億8千1百万円、経常利益は33億7千4百万円となりました。また、リース業務の経常収益は103億9百万円、経常損失は5億9千2百万円、その他の事業の経常収益は22億8千2百万円、経常損失は10億4千7百万円となりました。

国内・海外別収支

当第2四半期連結会計期間の資金運用収支は 479億31百万円、役務取引等収支は 91億87百万円、特定取引収支は 1億77百万円、その他業務収支は 15億39百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	47,628	303	-	47,931
うち資金運用収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	57,975	303	303	57,975
うち資金調達費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	10,347	-	303	10,043
役務取引等収支	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	9,187	0	-	9,187
うち役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	12,289	-	-	12,289
うち役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	3,101	0	-	3,101
特定取引収支	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	177	-	-	177
うち特定取引収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	177	-	-	177
うち特定取引費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	-	-	-	-
その他業務収支	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	1,539	-	-	1,539
うちその他業務収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	13,049	-	-	13,049
うちその他業務費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	14,588	-	-	14,588

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という。)であります。

「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という。)であります。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

国内・海外別役務取引の状況

当第2四半期連結会計期間の役務取引等収益は、122億89百万円となりました。

一方、役務取引等費用は、31億1百万円となりました。

この結果、役務取引等収支は、91億87百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	12,289	-	-	12,289
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	4,826	-	-	4,826
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	2,750	-	-	2,750
うち証券関連業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	2,029	-	-	2,029
うち代理業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	331	-	-	331
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	2	-	-	2
うち保証業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	964	-	-	964
役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	3,101	0	-	3,101
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	484	-	-	484

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	平成19年9月30日	9,626,279	-	6	9,626,273
	平成20年9月30日	9,785,878	-	12	9,785,865
うち流動性預金	平成19年9月30日	6,197,829	-	-	6,197,829
	平成20年9月30日	6,168,914	-	-	6,168,914
うち定期性預金	平成19年9月30日	3,235,998	-	-	3,235,998
	平成20年9月30日	3,480,261	-	-	3,480,261
うちその他	平成19年9月30日	192,452	-	6	192,445
	平成20年9月30日	136,701	-	12	136,688
譲渡性預金	平成19年9月30日	170,852	-	-	170,852
	平成20年9月30日	185,190	-	-	185,190
総合計	平成19年9月30日	9,797,131	-	6	9,797,125
	平成20年9月30日	9,971,068	-	12	9,971,055

（注）１．「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

２．流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

３．定期性預金＝定期預金＋定期積金

４．「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成19年9月30日		平成20年9月30日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	8,382,181	100.00	8,734,143	100.00
製造業	946,418	11.29	975,252	11.17
農業	4,834	0.06	4,657	0.05
林業	54	0.00	44	0.00
漁業	5,884	0.07	6,489	0.07
鉱業	4,825	0.06	4,370	0.05
建設業	312,922	3.73	314,450	3.60
電気・ガス・熱供給・水道業	12,115	0.14	13,462	0.15
情報通信業	68,963	0.82	79,215	0.91
運輸業	345,111	4.12	358,518	4.10
卸売・小売業	708,427	8.45	727,665	8.33
金融・保険業	267,796	3.19	264,011	3.02
不動産業	1,143,156	13.64	1,110,314	12.71
各種サービス業	885,337	10.56	894,006	10.24
地方公共団体	79,121	0.94	131,536	1.51
その他	3,597,214	42.93	3,850,151	44.09
海外及び特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	8,382,181	-	8,734,143	-

（注）「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローにつきましては、預金やコールマネー等の減少などにより、1,760億8千7百万円の支出となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、有価証券の売却などにより、1,351億1千2百万円の収入となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、劣後債の償還などにより、266億1千9百万円の支出となりました。

また、当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、2,017億3千4百万円となりました。

(3)事業上及び財務上の対処すべき課題

対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、米国サブプライム問題をきっかけに不動産市況の悪化や金融市場の混乱が重なったことにより不動産業や建設業を中心に企業倒産が増加しましたが、今後国内景気の下ぶれにより企業収益の悪化が予想される環境にあります。当行グループは、平成19年4月に策定した中期経営計画「New Horizon」で定めた「提携を活用した機能拡充」、「人財投資の強化」、「横浜ブランドの確立」の3つの基本テーマに引き続き取り組んでいくとともに、こうした事業環境を踏まえた適切な信用リスクのコントロールにも努めてまいります。

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりであります。

当行の株式は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆さまにより、自由で活発な取引をいただいております。よって、当行の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方についても、当行株式の自由な取引により決定されるべきであると考えております。

このような認識のもと、当行は、株主共同の利益を中長期的に維持・向上させるため、経営の効率性・収益性を高め、株主還元を積極的におこなうことを通じて企業価値の最大化に取り組んでおります。

なお、上記の考え方に照らして不適切な者によって当行の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み、すなわち買収防衛策は導入しておりませんが、現在の経営方針を徹底し、株主の皆さまをはじめとする様々なステークホルダーとの信頼関係を確立していくことが、買収防衛にとって重要であると考えております。

(4)研究開発活動

該当事項はありません。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要 (単体)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	110,228	112,954	2,726
経費 (除く臨時処理分) ()	47,689	51,473	3,784
人件費 ()	17,967	19,430	1,463
物件費 ()	26,447	28,658	2,211
税金 ()	3,275	3,384	109
実質業務純益	62,539	61,480	1,059
一般貸倒引当金繰入額 ()	948	9,520	8,572
業務純益	61,590	51,960	9,630
うち国債等関係損益	1,225	6,206	4,981
臨時損益	5,776	26,156	20,380
不良債権処理額 ()	7,593	29,238	21,645
貸出金償却 ()	8,207	10,077	1,870
個別貸倒引当金繰入額 ()	619	18,948	19,567
延滞債権等売却損 ()	4	6	2
その他 ()	-	205	205
株式等関係損益	3,466	5,145	1,679
その他の臨時損益	1,649	2,063	414
経常利益	55,814	25,804	30,010
特別損益	606	1,030	424
固定資産処分損益	48	256	304
償却債権取立益	1,271	1,287	16
その他	713	-	713
税引前中間純利益	56,420	26,834	29,586
法人税、住民税及び事業税 ()	26,704	20,106	6,598
法人税等調整額 ()	4,375	9,306	4,931
中間純利益	34,092	16,034	18,058
与信費用	8,541	38,758	30,217
実質与信費用	7,270	37,471	30,201

(注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + 特定取引収支 + その他業務収支

2. 実質業務純益 = 業務粗利益 - 経費 (除く臨時処理分)

3. 業務純益 = 実質業務純益 - 一般貸倒引当金繰入額

4. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

5. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

6. 国債等関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

7. 株式等関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

8. 与信費用 = 不良債権処理額 + 一般貸倒引当金繰入額

9. 実質与信費用 = 与信費用 - 償却債権取立益

２．利鞘（国内業務部門）（単体）

	前中間会計期間 （％）（Ａ）	当中間会計期間 （％）（Ｂ）	増減（％） （Ｂ）－（Ａ）
(1) 資金運用利回	1.93	1.99	0.06
（イ）貸出金利回	2.16	2.18	0.02
（ロ）有価証券利回	1.06	1.22	0.16
(2) 資金調達原価	1.14	1.22	0.08
（イ）預金等利回	0.21	0.25	0.04
（ロ）外部負債利回	0.48	0.53	0.05
(3) 総資金利鞘 -	0.79	0.77	0.02

（注）１．「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

２．「外部負債」＝コールマネー＋売渡手形＋借入金

３．ＲＯＥ（単体）

	前中間会計期間 （％）（Ａ）	当中間会計期間 （％）（Ｂ）	増減（％） （Ｂ）－（Ａ）
実質業務純益ベース	17.52	17.68	0.16
業務純益ベース	17.25	14.94	2.31
中間純利益ベース	9.55	4.61	4.94

４．預金・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 （百万円）（Ａ）	当中間会計期間 （百万円）（Ｂ）	増減（百万円） （Ｂ）－（Ａ）
預金（未残）	9,654,952	9,819,212	164,260
預金（平残）	9,653,740	9,915,791	262,051
貸出金（未残）	8,447,762	8,790,801	343,039
貸出金（平残）	8,250,169	8,724,238	474,069

(2) 預金者別預金残高（国内）

	前中間会計期間 （百万円）（Ａ）	当中間会計期間 （百万円）（Ｂ）	増減（百万円） （Ｂ）－（Ａ）
個人	7,442,033	7,650,498	208,465
法人	1,883,220	1,781,622	101,598
公金	243,352	265,537	22,185
金融機関	86,346	119,689	33,343
合計	9,654,952	9,817,347	162,395

（注） 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	3,591,908	3,844,135	252,227
住宅ローン残高	3,254,776	3,496,122	241,346
その他ローン残高	337,132	348,013	10,881

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	6,831,414	7,003,666	172,252
総貸出金残高	百万円	8,447,762	8,790,801	343,039
中小企業等貸出金比率	/ %	80.87	79.67	1.20
中小企業等貸出先件数	件	384,751	392,111	7,360
総貸出先件数	件	385,774	393,165	7,391
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.73	99.73	0.00

(注) 1. 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金 3 億円（ただし、卸売業は 1 億円、小売業、サービス業は 5 千万円）以下の会社又は常用する従業員が 300 人（ただし、卸売業は 100 人、小売業は 50 人、サービス業は 100 人）以下の会社及び個人であります。

5. 債務の保証（支払承諾）の状況（単体）

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数 (件)	金額 (百万円)	口数 (件)	金額 (百万円)
手形引受	6	96	5	53
信用状	245	2,991	220	2,403
保証	2,085	108,775	1,807	103,570
計	2,336	111,863	2,032	106,027

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	215,526	215,628
	うち非累積的永久優先株	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本剰余金	177,142	177,244
	利益剰余金	252,317	267,702
	自己株式()	18,231	6,752
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額()	7,069	7,019
	その他有価証券の評価差損()	-	-
	為替換算調整勘定	-	-
	新株予約権	-	29
	連結子法人等の少数株主持分	45,273	44,993
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	40,000	40,000
	営業権相当額()	-	-
	のれん相当額()	508	274
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額()	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()	8,531	8,277
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額()	28,654	30,933
	計 (A)	627,264	652,340
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注)1	40,000	40,000
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45% 相当額	24,417	24,417
	一般貸倒引当金	196	1,094
	適格引当金が期待損失額を上回る額	-	-
	負債性資本調達手段等	40,000	20,000
	うち永久劣後債務(注)2	-	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注)3	40,000	20,000
	計	64,614	45,511
	うち自己資本への算入額 (B)	64,614	45,511
控除項目	控除項目(注)4 (C)	36,787	41,285
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	655,091	656,567

項目		平成19年 9 月30日	平成20年 9 月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	5,455,260	5,799,530
	オフ・バランス取引等項目	194,017	209,658
	信用リスク・アセットの額（E）	5,649,277	6,009,189
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額（（G）／8％）（F）	419,745	433,086
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額（G）	33,579	34,646
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額（H）	-	-
	計（E）＋（F）＋（H）（I）	6,069,023	6,442,275
連結自己資本比率（国内基準）＝D／I×100（％）		10.79	10.19
（参考）Tier 1 比率＝A／I×100（％）		10.33	10.12

- （注）１．告示第28条第２項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
- ２．告示第29条第１項第３号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- （１）無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - （２）一定の場合を除き、償還されないものであること
 - （３）業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - （４）利払い義務の延期が認められるものであること
- ３．告示第29条第１項第４号及び第５号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が５年を超えるものに限られております。
- ４．告示第31条第１項第１号から第６号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第２号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成19年 9 月30日	平成20年 9 月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 （Tier 1）	資本金	215,526	215,628
	うち非累積的永久優先株	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本準備金	177,142	177,244
	その他資本剰余金	-	-
	利益準備金	38,384	38,384
	その他利益剰余金	213,469	228,531
	その他	40,220	40,220
	自己株式（ ）	18,231	6,752
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額（ ）	7,069	7,019
	その他有価証券の評価差損（ ）	-	-
	新株予約権	-	29
	営業権相当額（ ）	-	-
	のれん相当額（ ）	-	-
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（ ）	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（ ）	8,531	8,277
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50％相当額（ ）	34,535	37,201
	計（A）	616,376	640,787
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注）１	40,000	40,000

項目		平成19年 9 月30日	平成20年 9 月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
補完的項目 （Tier 2）	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	24,417	24,417
	一般貸倒引当金	0	1
	適格引当金が期待損失額を上回る額	-	-
	負債性資本調達手段等	40,000	20,000
	うち永久劣後債務（注）2	-	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注）3	40,000	20,000
	計	64,418	44,419
	うち自己資本への算入額（B）	64,418	44,419
控除項目	控除項目（注）4（C）	41,708	46,762
自己資本額	（A）＋（B）－（C）（D）	639,085	638,444
リスク・ アセット等	資産（オン・バランス）項目	5,337,598	5,693,224
	オフ・バランス取引等項目	169,075	187,991
	信用リスク・アセットの額（E）	5,506,674	5,881,216
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額（（G） ／8％）（F）	407,333	418,203
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額（G）	32,586	33,456
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た 額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて 得た額（H）	-	-
	計（E）＋（F）＋（H）（I）	5,914,007	6,299,419
単体自己資本比率（国内基準）＝D／I×100（％）		10.80	10.13
（参考）Tier 1 比率＝A／I×100（％）		10.42	10.17

（注）1．告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2．告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- （1）無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- （2）一定の場合を除き、償還されないものであること
- （3）業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- （4）利払い義務の延期が認められるものであること

3．告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4．告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

() 優先出資証券の概要

連結自己資本比率（国内基準）及び単体自己資本比率（国内基準）における自己資本の基本的項目に算入しております海外特別目的会社の発行する優先出資証券の主要な性質は次のとおりであります。

発行体	Yokohama Preferred Capital Cayman Limited
発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券（以下、「本優先出資証券」）
償還期日	定めなし。 ただし、平成28年7月以降のいずれかの配当支払日に、発行体はその裁量により、事前の通知を行うことで、本優先出資証券の全額又は一部を償還することができる。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認を必要とする。
配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当。ただし、平成28年7月以降については、変動配当が適用されるとともに、ステップ・アップ配当が付与される。
発行総額	400億円（1口当たり10,000,000円）
払込日	平成18年3月28日
配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日（初回配当支払日は平成18年7月25日） 該当日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。
配当停止条件	配当は、以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 (1) 当該配当支払日の直前に終了した事業年度において、当行最優先株式に対する配当を全く支払わない旨宣言され、それが確定した場合。 (2) 当該配当支払日の5営業日前までに、当行が発行会社に対し支払不能証明書を交付した場合。 (3) 当該配当支払日が監督期間中に到来し、かつ、当行が、当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の指示を交付している場合。 (4) 当該配当支払日が強制配当支払日でなく、当該配当支払日の5営業日以前に、当行が発行会社に対して配当不払指示を交付している場合。 (5) 当該配当支払日が、清算期間中に到来する場合。 また、配当が支払われる場合においても、配当制限もしくは分配制限の適用又は監督期間配当指示もしくは配当減額指示がある場合には、それぞれ制限を受ける。
強制配当事由	平成18年3月31日に終了する事業年度を含む、それ以降のある事業年度について、当行が当行の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する（下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする。）。ただし、強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示又は配当減額指示がなされているかどうかには関わりなく実施される（下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする。）。 (1) 支払不能証明書が交付されていないこと (2) 分配制限に服すること (3) 当該配当支払日が監督期間中に到来する場合には、監督期間配当指示に服すること (4) 当該配当支払日が清算期間中に到来するものでないこと
残余財産分配請求額	1口当たり10,000,000円

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成19年9月30日	平成20年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	228	741
危険債権	1,260	1,267
要管理債権	543	628
正常債権	86,206	88,590

第3【設備の状況】

(1)【主要な設備の状況】

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2)【設備の新設、除却等の計画】

当第2四半期連結会計期間において、第1四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,000,000,000
計	3,000,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年11月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,371,071,054	1,371,071,054	東京証券取引所 (市場第1部)	(注)1,2
計	1,371,071,054	1,371,071,054	-	-

(注)1. 権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であります。

2. 「提出日現在発行数」には、平成20年11月1日から四半期報告書を提出する日までの旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権(ストックオプション)の権利行使、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)の権利行使並びに会社法第361条の規定に基づく新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

当行は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権(ストックオプション)、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)並びに会社法第361条の規定に基づく新株予約権(株式報酬型ストックオプション)を発行しております。当該新株引受権及び新株予約権に関する事項は、次のとおりであります。

平成11年6月25日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づく新株引受権

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	369
新株予約権の行使期間	平成13年6月26日から平成21年6月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 369 資本組入額 185
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

平成12年6月28日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づく新株引受権

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	506,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	498
新株予約権の行使期間	平成14年6月29日から平成22年6月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 498 資本組入額 249
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

平成13年 6月27日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づく新株引受権

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年 9月30日)
新株予約権の数(個)	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	684,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	502
新株予約権の行使期間	平成15年 6月28日から平成23年 6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 502 資本組入額 251
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

平成14年 6月26日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づき発行した新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年 9月30日)
新株予約権の数(個)	1,036
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,036,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	520
新株予約権の行使期間	平成16年 6月27日から平成24年 6月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 520 資本組入額 260
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

平成15年 6月26日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づき発行した新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年 9月30日)
新株予約権の数(個)	707
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	707,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	437
新株予約権の行使期間	平成17年 6月27日から平成25年 6月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 437 資本組入額 219
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

平成16年 6 月25日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づき発行した新株予約権

	第 2 四半期会計期間末現在 (平成20年 9 月30日)
新株予約権の数(個)	1,968
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,968,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	624
新株予約権の行使期間	平成18年 6 月26日から平成26年 6 月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 624 資本組入額 312
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

平成17年 6 月28日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づき発行した新株予約権

	第 2 四半期会計期間末現在 (平成20年 9 月30日)
新株予約権の数(個)	4,288
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,288,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	648
新株予約権の行使期間	平成19年 6 月29日から平成27年 6 月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 648 資本組入額 324
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

平成20年 6 月24日開催の取締役会において決議されたストックオプションに基づき発行した新株予約権

	第 2 四半期会計期間末現在 (平成20年 9 月30日)
新株予約権の数(個)	1,788
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	178,800 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成20年 7 月10日から平成50年 7 月 9 日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 648 資本組入額 324
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株といたします。ただし、募集新株予約権割当日以降、当行が当行普通株式につき、株式分割(当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整いたします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

また、募集新株予約権割当日以降、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当行は合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものといたします。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものといたします。

2. 新株予約権の行使の条件

(1) 各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)は、募集新株予約権の行使期間の期間内において、当行の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10日を経過する日までの間に限り募集新株予約権を行使することができるものといたします。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の又はに定める場合(ただし、については、(注)3に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものといたします。

新株予約権者が平成49年7月9日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成49年7月10日から平成50年7月9日といたします。

当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当行株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当行の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)

当該承認日の翌日から1ヵ月間といたします。

(3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、行使することができないものといたします。

3. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が、合併(当行が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することといたします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件といたします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数は、新株予約権者が保有する残存新株予約権と同一の数といたします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類は、再編対象会社の普通株式といたします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数は、条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定いたします。

(4) 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下の再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額といたします。再編後払込金額は、各新株予約権の行使により交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円といたします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間は、募集新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、募集新株予約権の行使期間の満了日までといたします。

(6) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。また、募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額といたします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要することといたします。

(8) 以下の、又はの議案につき当行株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当行は無償で募集新株予約権を取得することができるものといたします。

当行が消滅会社となる合併契約承認の議案

当行が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

(注)2に準じて決定するものといたします。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成20年7月1日～ 平成20年9月30日 (注)	45	1,371,071	11,775	215,628,617	11,749	177,244,414

(注) 旧商法280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権(ストックオプション)の権利行使並びに平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)の権利行使による当第2四半期会計期間中の合計数・額であります。

(5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
ステートストリートバンクアンド トラストカンパニー (常任代理人 株式会社みずほコー ポレート銀行兜町証券決済業務室)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	90,516	6.60
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	69,763	5.08
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	48,553	3.54
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	47,887	3.49
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーZ棟)	36,494	2.66
第一生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーZ棟)	36,494	2.66
みずほ信託 退職給付信託 明治安田生命保険口 再信託受託者 資産管理サービス信託	東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーZ棟	36,494	2.66
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命証券管理部内	26,709	1.94
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	14,901	1.08
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川2丁目27番2号	14,738	1.07
計	-	422,551	30.81

(注) ドッチ・アンド・コックスから平成19年9月21日付で大量保有報告書の写しの提出があり、その後平成20年2月22日付で変更報告書の写しの提出を受けておりますが、当行として平成20年9月30日現在における実質所有株式数が確認できませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。

なお、当該報告書の主な内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
ドッチ・アンド・コックス	アメリカ合衆国カリフォルニア州94104、 サンフランシスコ、カリフォルニア・ ストリート555、40階	85,515	6.23

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年 9 月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 11,329,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	1,355,003,000	1,354,990	—
単元未満株式	4,739,054	—	1 単元 (1,000株) 未満の株式
発行済株式総数	1,371,071,054	—	—
総株主の議決権	—	1,354,990	—

(注) 上記の「完全議決権株式 (その他)」の「株式数」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が 11,000株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数 11個は含まれておりません。

【自己株式等】

平成20年 9 月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社横浜銀行	横浜市西区みなとみらい 3 丁目 1 番 1 号	11,329,000	—	11,329,000	0.82
計	—	11,329,000	—	11,329,000	0.82

(注) 上記のほか、株主名簿上は当行名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が 2,000株あります。なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式 (その他)」の「株式数」の欄に含まれております。また、「議決権の数」の欄には、当該完全議決権株式に係る議決権の数 2 個は含まれておりません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
最高 (円)	780	802	795	748	693	616
最低 (円)	655	684	700	657	569	489

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第 1 部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

- 1．当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表および中間財務諸表を作成しております。
- 2．当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
なお、前中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
- 3．当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
なお、前中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
- 4．当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）及び当中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）及び当中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）の中間財務諸表について、監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】
(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年 9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年 3月31日)
資産の部			
現金預け金	495,673	431,708	544,132
コールローン及び買入手形	92,611	150,713	232,611
買入金銭債権	308,370	267,802	290,984
特定取引資産	58,297	30,601	51,480
有価証券	1, 7, 13 1,410,962	1, 7, 13 1,246,033	1, 7, 13 1,408,100
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8 8,382,181	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8 8,734,143	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8 8,518,650
外国為替	6 4,904	6 6,198	6 3,595
リース債権及びリース投資資産	-	72,292	-
その他資産	7 124,476	7 165,550	7 307,868
有形固定資産	9, 10, 11 203,276	9, 10 136,633	9, 10, 11 202,713
無形固定資産	22,241	16,317	23,285
繰延税金資産	12,238	55,129	36,149
支払承諾見返	430,992	419,984	426,264
貸倒引当金	56,522	85,622	56,317
資産の部合計	11,489,706	11,647,488	11,989,520
負債の部			
預金	7 9,626,273	7 9,785,865	7 9,964,371
譲渡性預金	170,852	185,190	155,456
コールマネー及び売渡手形	7 213,600	7 224,862	7 202,779
特定取引負債	2,418	1,061	1,954
借入金	86,453	7 106,757	7 110,887
外国為替	131	65	55
社債	12 40,000	12 20,000	12 40,000
その他負債	138,395	145,023	314,838
役員賞与引当金	-	-	85
退職給付引当金	71	84	73
役員退職慰労引当金	829	-	1,072
預金払戻引当金	-	900	881
偶発損失引当金	-	320	116
再評価に係る繰延税金負債	9 22,333	9 22,333	9 22,333
支払承諾	430,992	419,984	426,264
負債の部合計	10,732,351	10,912,448	11,241,171
純資産の部			
資本金	215,526	215,628	215,597
資本剰余金	177,142	177,244	177,213
利益剰余金	252,317	267,702	261,520
自己株式	18,231	6,752	705
株主資本合計	626,756	653,823	653,625
その他有価証券評価差額金	53,242	4,098	17,384
繰延ヘッジ損益	1	216	39
土地再評価差額金	9 31,927	9 31,927	9 31,927
評価・換算差額等合計	85,167	36,242	49,271
新株予約権	-	29	-
少数株主持分	45,430	44,944	45,450
純資産の部合計	757,355	735,039	748,348
負債及び純資産の部合計	11,489,706	11,647,488	11,989,520

(2) 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
経常収益	144,001	177,678	317,949
資金運用収益	107,173	115,445	224,419
(うち貸出金利息)	89,757	95,512	184,885
(うち有価証券利息配当金)	8,164	8,684	17,376
役務取引等収益	25,142	23,449	50,961
特定取引収益	533	444	981
その他業務収益	4,818	28,458	31,153
その他経常収益	1 6,333	1 9,880	1 10,433
経常費用	87,827	153,512	206,139
資金調達費用	18,029	20,950	39,937
(うち預金利息)	12,867	13,472	27,103
役務取引等費用	3,487	3,297	9,740
特定取引費用	4	-	24
その他業務費用	1,535	24,248	22,904
営業経費	50,096	54,684	102,498
その他経常費用	2 14,673	2 50,331	2 31,033
経常利益	56,174	24,165	111,810
特別利益	3,015	1,939	4,826
固定資産処分益	-	-	353
償却債権取立益	-	1,939	4,472
特別損失	1,019	257	2,301
固定資産処分損	-	257	662
その他の特別損失	-	-	1,638
税金等調整前中間純利益	58,170	25,847	114,335
法人税、住民税及び事業税	27,148	21,115	50,020
法人税等調整額	4,569	10,570	5,642
法人税等合計	-	10,545	-
少数株主利益	946	187	1,686
中間純利益	34,645	15,115	68,270

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	215,481	215,597	215,481
当中間期変動額			
新株の発行	45	31	115
当中間期変動額合計	45	31	115
当中間期末残高	215,526	215,628	215,597
資本剰余金			
前期末残高	177,097	177,213	177,097
当中間期変動額			
新株の発行	45	31	115
当中間期変動額合計	45	31	115
当中間期末残高	177,142	177,244	177,213
利益剰余金			
前期末残高	226,678	261,520	226,678
当中間期変動額			
剰余金の配当	9,049	8,905	15,899
中間純利益	34,645	15,115	68,270
自己株式の処分	0	27	1
自己株式の消却	-	-	17,572
土地再評価差額金の取崩	44	-	44
当中間期変動額合計	25,639	6,182	34,841
当中間期末残高	252,317	267,702	261,520
自己株式			
前期末残高	205	705	205
当中間期変動額			
自己株式の取得	18,037	6,136	18,095
自己株式の処分	11	89	23
自己株式の消却	-	-	17,572
当中間期変動額合計	18,025	6,046	500
当中間期末残高	18,231	6,752	705
株主資本合計			
前期末残高	619,052	653,625	619,052
当中間期変動額			
新株の発行	90	62	231
剰余金の配当	9,049	8,905	15,899
中間純利益	34,645	15,115	68,270
自己株式の取得	18,037	6,136	18,095
自己株式の処分	11	62	21
土地再評価差額金の取崩	44	-	44
当中間期変動額合計	7,704	197	34,573
当中間期末残高	626,756	653,823	653,625

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	65,457	17,384	65,457
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	12,214	13,286	48,072
当中間期変動額合計	12,214	13,286	48,072
当中間期末残高	53,242	4,098	17,384
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	8	39	8
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	10	256	48
当中間期変動額合計	10	256	48
当中間期末残高	1	216	39
土地再評価差額金			
前期末残高	31,972	31,927	31,972
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	44	-	44
当中間期変動額合計	44	-	44
当中間期末残高	31,927	31,927	31,927
評価・換算差額等合計			
前期末残高	97,437	49,271	97,437
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	12,269	13,029	48,165
当中間期変動額合計	12,269	13,029	48,165
当中間期末残高	85,167	36,242	49,271
新株予約権			
前期末残高	-	-	-
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	-	29	-
当中間期変動額合計	-	29	-
当中間期末残高	-	29	-
少数株主持分			
前期末残高	45,187	45,450	45,187
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	243	506	263
当中間期変動額合計	243	506	263
当中間期末残高	45,430	44,944	45,450

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
純資産合計			
前期末残高	761,677	748,348	761,677
当中間期変動額			
新株の発行	90	62	231
剰余金の配当	9,049	8,905	15,899
中間純利益	34,645	15,115	68,270
自己株式の取得	18,037	6,136	18,095
自己株式の処分	11	62	21
土地再評価差額金の取崩	44	-	44
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	12,026	13,506	47,902
当中間期変動額合計	4,322	13,308	13,329
当中間期末残高	757,355	735,039	748,348

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益	58,170	25,847	114,335
減価償却費	5,296	7,467	23,956
のれん償却額	117	125	226
持分法による投資損益 (は益)	215	-	215
貸倒引当金の増減 ()	411	29,305	616
役員賞与引当金の増減額 (は減少)	80	85	4
退職給付引当金の増減額 (は減少)	0	10	1
役員退職慰労引当金の増減額 (は減少)	829	1,072	1,072
預金払戻引当金の増減額 (は減少)	-	18	881
偶発損失引当金の増減額 (は減少)	-	203	116
資金運用収益	107,173	115,445	224,419
資金調達費用	18,029	20,950	39,937
有価証券関係損益 ()	2,206	1,175	2,689
為替差損益 (は益)	713	318	5,243
固定資産処分損益 (は益)	47	257	309
特定取引資産の純増 () 減	24,139	20,878	30,956
特定取引負債の純増減 ()	251	893	714
貸出金の純増 () 減	334,258	215,493	469,216
預金の純増減 ()	169,413	178,506	168,685
譲渡性預金の純増減 ()	100,958	29,733	85,562
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 ()	49,987	4,129	74,421
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 () 減	93,226	102,491	150,494
コールローン等の純増 () 減	135,162	103,877	16,205
コールマネー等の純増減 ()	81,208	22,082	70,388
外国為替 (資産) の純増 () 減	504	2,603	804
外国為替 (負債) の純増減 ()	95	9	19
リース債権及びリース投資資産の増減額 (は増加)	-	1,257	-
資金運用による収入	106,936	116,805	227,916
資金調達による支出	15,831	19,614	36,319
その他	20,388	1,465	24,022
小計	162,365	54,197	47,663
法人税等の支払額	29,582	28,538	50,323
営業活動によるキャッシュ・フロー	191,948	82,735	97,986

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	430,525	589,776	1,037,725
有価証券の売却による収入	258,094	451,051	543,606
有価証券の償還による収入	423,134	255,785	671,241
有形固定資産の取得による支出	3,313	6,046	19,885
有形固定資産の売却による収入	493	108	1,487
無形固定資産の取得による支出	2,353	2,752	8,663
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	8,149	-	8,149
その他	55	56	41
投資活動によるキャッシュ・フロー	237,324	108,313	141,953
財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入金の返済による支出	2,000	-	2,000
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の償還による支出	-	20,000	-
株式の発行による収入	90	62	231
配当金の支払額	9,049	8,905	15,899
少数株主への配当金の支払額	610	605	1,212
自己株式の取得による支出	18,037	6,136	18,095
自己株式の売却による収入	11	62	21
財務活動によるキャッシュ・フロー	29,595	35,522	36,953
現金及び現金同等物に係る換算差額	2	11	43
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	15,779	9,932	6,969
現金及び現金同等物の期首残高	204,697	211,666	204,697
現金及び現金同等物の中間期末残高	¹ 220,476	¹ 201,734	¹ 211,666

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 10社 主要な会社名 横浜信用保証株式会社 横浜キャピタル株式会社 浜銀ファイナンス株式会社 なお、従来、持分法適用の関連会社であった浜銀ファイナンス株式会社は、株式の追加取得により当中間連結会計期間から連結の範囲に含めております。また、浜銀総合管理株式会社は、当中間連結会計期間より非連結子会社としております。 (2) 非連結子会社 6社 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。	(1) 連結子会社 9社 主要な会社名 横浜信用保証株式会社 横浜キャピタル株式会社 浜銀ファイナンス株式会社 (2) 非連結子会社 4社 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。	(1) 連結子会社 9社 連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 なお、従来、持分法適用の関連会社であった浜銀ファイナンス株式会社は、株式の追加取得により当連結会計年度から連結の範囲に含めております。また、浜銀抵当証券株式会社は当行との合併により、浜銀総合管理株式会社は清算により、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。 (2) 非連結子会社 5社 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。
2. 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社は該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社は該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 6社 持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。 (4) 持分法非適用の関連会社は該当ありません。	(1) 持分法適用の非連結子会社は該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社は該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 4社 持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。 (4) 持分法非適用の関連会社は該当ありません。	(1) 持分法適用の非連結子会社は該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社は該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 5社 持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。 (4) 持分法非適用の関連会社は該当ありません。
3. 連結子会社の（中間）決算日等に関する事項	連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 10社	連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 9社	連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3月末日 9社

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
4. 会計処理基準に関する事項	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 （追加情報） 当中間連結会計期間末に保有する変動利付国債の時価については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日）を考慮し、合理的に算定された価額によっております。これにより、市場価格によって評価した場合に比べ、有価証券は 13,479百万円増加しております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
	(4) 減価償却の方法 有形固定資産 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年 4月 1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～60年 動産：2年～20年 連結子会社の保有するリース資産については、リース期間を耐用年数としリース期間満了時のリース資産の処分見積額を残存価額とする定額法により償却しております。 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年 4月 1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却を行っております。この変更による中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。 (追加情報) 当中間連結会計期間より、平成19年 3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。 -----	(4) 減価償却の方法 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、主として定率法（ただし、平成10年 4月 1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～60年 その他：2年～20年 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。 リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によることとしております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零とすることとしております。	(4) 減価償却の方法 有形固定資産 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年 4月 1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～60年 動産：2年～20年 連結子会社の保有するリース資産については、リース期間を耐用年数としリース期間満了時のリース資産の処分見積額を残存価額とする定額法により償却しております。 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年 4月 1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却を行っております。この変更による連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。 (追加情報) 当連結会計年度より、平成19年 3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。 -----

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 86,391百万円であります。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 86,317百万円であります。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 81,369百万円であります。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
	-----	-----	(6) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 ・過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（2年）による定額法により損益処理 ・数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理	(7) 退職給付引当金の計上基準 同左	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 ・過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（2年）による定額法により損益処理 ・数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理
	(8) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。 (会計方針の変更) 従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年 4月13日）が平成19年 4月 1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、営業経費は 116百万円、特別損失は 713百万円それぞれ増加し、経常利益は 116百万円、税金等調整前中間純利益は 829百万円それぞれ減少しております。	-----	(8) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。 (会計方針の変更) 従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年 4月13日。以下、「監査・保証実務委員会報告第42号」という。）が平成19年 4月 1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当連結会計年度から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、営業経費は 359百万円、特別損失は 713百万円それぞれ増加し、経常利益は 359百万円、税金等調整前当期純利益は 1,072百万円それぞれ減少しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
	-----	(9) 預金払戻引当金の計上基準 預金払戻引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。	(9) 預金払戻引当金の計上基準 預金払戻引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。 (追加情報) 従来、負債計上を中止した預金の預金者への払戻については、払戻時に損失処理しておりましたが、監査・保証実務委員会報告第42号が平成19年 4月 1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当連結会計年度から同報告を適用しております。 これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用は 44百万円減少、特別損失は 925百万円増加し、経常利益は 44百万円増加、税金等調整前当期純利益は 881百万円減少しております。
	-----	(10) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(10) 偶発損失引当金の計上基準 同左
	(11) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。	(11) 外貨建資産・負債の換算基準 同左	(11) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
	(12) リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(12) リース取引の処理方法 (借手側) 当行並びに国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年 4月 1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(12) リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
	-----	(13) リース取引の収益・費用の計上基準 ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース契約期間の経過に応じて売上高と売上原価を計上する方法によっております。	-----

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
	(14) 重要なヘッジ会計の方法 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をすることとしております。 為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによることとしております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。	(14) 重要なヘッジ会計の方法 金利リスク・ヘッジ 同左 為替変動リスク・ヘッジ 同左	(14) 重要なヘッジ会計の方法 金利リスク・ヘッジ 同左 為替変動リスク・ヘッジ 同左
	(15)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(15)消費税等の会計処理 同左	(15)消費税等の会計処理 同左
5. (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年 6月15日付及び同 7月 4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。 -----	----- (リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年 3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年 4月 1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。 (借手側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によることとしております。また、当該取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とした定額法によることとしております。 なお、リース取引開始日が平成20年 4月 1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。 (貸手側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。これにより、当中間連結会計期間の経常利益及び税金等調整前中間純利益は、それぞれ 1,468百万円減少しております。セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。 なお、リース取引開始日が平成20年 4月 1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、平成19年連結会計年度末日における固定資産の帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の期首の価額として計上しております。	(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年 6月15日付及び同 7月 4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。 -----

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)																																														
1. 有価証券には、非連結子会社の株式 35百万円及び出資金 968百万円を含んでおります。 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 7,533百万円、延滞債権額は 140,454百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 5,115百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 49,794百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 202,898百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、76,246百万円であります。 7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 <table><tr><td colspan="2">担保に供している資産</td></tr><tr><td>有価証券</td><td>513,737百万円</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>8,113百万円</td></tr><tr><td colspan="2">担保資産に対応する債務</td></tr><tr><td>預金</td><td>15,273百万円</td></tr><tr><td>コールマネー及び</td><td>79,800百万円</td></tr><tr><td>売渡手形</td><td></td></tr></table> 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 121,814百万円及びその他資産 2百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は 6,159百万円であります。	担保に供している資産		有価証券	513,737百万円	貸出金	8,113百万円	担保資産に対応する債務		預金	15,273百万円	コールマネー及び	79,800百万円	売渡手形		1. 有価証券には、非連結子会社の出資金 775百万円を含んでおります。 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は50,164百万円、延滞債権額は 152,302百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 8,842百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 54,038百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 265,347百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、62,282百万円であります。 7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 <table><tr><td colspan="2">担保に供している資産</td></tr><tr><td>有価証券</td><td>481,148百万円</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>17,387百万円</td></tr><tr><td colspan="2">担保資産に対応する債務</td></tr><tr><td>預金</td><td>27,885百万円</td></tr><tr><td>コールマネー及び</td><td>53,100百万円</td></tr><tr><td>売渡手形</td><td></td></tr><tr><td>借入金</td><td>70,900百万円</td></tr></table> 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 119,594百万円及びその他資産 2百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は 6,115百万円であります。	担保に供している資産		有価証券	481,148百万円	貸出金	17,387百万円	担保資産に対応する債務		預金	27,885百万円	コールマネー及び	53,100百万円	売渡手形		借入金	70,900百万円	1. 有価証券には、非連結子会社の出資金 848百万円を含んでおります。 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 8,613百万円、延滞債権額は 133,715百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 5,540百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 46,313百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 194,183百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、75,686百万円であります。 7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 <table><tr><td colspan="2">担保に供している資産</td></tr><tr><td>有価証券</td><td>426,059百万円</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>2,838百万円</td></tr><tr><td colspan="2">担保資産に対応する債務</td></tr><tr><td>預金</td><td>46,344百万円</td></tr><tr><td>コールマネー及び</td><td>46,100百万円</td></tr><tr><td>売渡手形</td><td></td></tr><tr><td>借入金</td><td>76,400百万円</td></tr></table> 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 121,530百万円及びその他資産 552百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は 6,115百万円であります。	担保に供している資産		有価証券	426,059百万円	貸出金	2,838百万円	担保資産に対応する債務		預金	46,344百万円	コールマネー及び	46,100百万円	売渡手形		借入金	76,400百万円
担保に供している資産																																																
有価証券	513,737百万円																																															
貸出金	8,113百万円																																															
担保資産に対応する債務																																																
預金	15,273百万円																																															
コールマネー及び	79,800百万円																																															
売渡手形																																																
担保に供している資産																																																
有価証券	481,148百万円																																															
貸出金	17,387百万円																																															
担保資産に対応する債務																																																
預金	27,885百万円																																															
コールマネー及び	53,100百万円																																															
売渡手形																																																
借入金	70,900百万円																																															
担保に供している資産																																																
有価証券	426,059百万円																																															
貸出金	2,838百万円																																															
担保資産に対応する債務																																																
預金	46,344百万円																																															
コールマネー及び	46,100百万円																																															
売渡手形																																																
借入金	76,400百万円																																															

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,806,811百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,215,697百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行の申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 40,525百万円 10. 有形固定資産の減価償却累計額 217,706百万円 11. 有形固定資産の圧縮記帳額 113,105百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 - 百万円) 12. 社債は、劣後特約付社債であります。 13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は247,733百万円であります。	8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,793,092百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,104,105百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行の申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 36,235百万円 10. 有形固定資産の減価償却累計額 159,423百万円 ----- 12. 社債は、劣後特約付社債であります。 13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は210,549百万円であります。	8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,925,454百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,294,658百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行の申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 36,235百万円 10. 有形固定資産の減価償却累計額 217,338百万円 11. 有形固定資産の圧縮記帳額 113,103百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 - 百万円) 12. 社債は、劣後特約付社債であります。 13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は235,971百万円であります。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
1 . その他経常収益には、株式等売却益 4,717百万円を含んでおります。 2 . その他経常費用には、貸出金償却 9,728百万円、貸倒引当金繰入額 1,924 百万円及び株式等償却 1,266百万円を含 んでおります。	1 . その他経常収益には、株式等売却益 8,724百万円を含んでおります。 2 . その他経常費用には、貸倒引当金繰入 額 32,755百万円、貸出金償却 11,983百 万円及び株式等償却 3,548百万円を含ん でおります。	1 . その他経常収益には、株式等売却益 7,013百万円を含んでおります。 2 . その他経常費用には、貸出金償却 17,647百万円及び株式等償却 3,781百万 円を含んでおります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)

1 . 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株 式数 (千株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (千株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (千株)	当中間連結会計期間 末株式数 (千株)	摘 要
発行済株式					
普通株式	1,392,506	167	-	1,392,673	(注) 1
合計	1,392,506	167	-	1,392,673	
自己株式					
普通株式	230	22,604	13	22,821	(注) 2
合計	230	22,604	13	22,821	

- (注) 1 . 発行済株式総数の増加は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権 (ストック・オプション) の
権利行使及び平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権 (ストック・オプシ
ョン) の権利行使による新株の発行によるものであります。
2 . 当中間連結会計期間中の増加事由は、自己株式取得のための市場買付 22,489千株及び単元未満株式の買取請
求 115千株によるものであります。また、当中間連結会計期間中の減少事由は、単元未満株式の買増請求によ
るものであります。

2 . 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年 5 月18日 取締役会	普通株式	9,049	6.5	平成19年 3 月31日	平成19年 6 月 4 日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年11月16日 取締役会	普通株式	6,849	利益剰余金	5.0	平成19年 9 月30日	平成19年12月10日

当中間連結会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)

1 . 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株 式数 (千株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (千株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (千株)	当中間連結会計期間 末株式数 (千株)	摘 要
発行済株式					
普通株式	1,370,947	124	-	1,371,071	(注) 1
合計	1,370,947	124	-	1,371,071	
自己株式					
普通株式	883	10,558	113	11,329	(注) 2 , 3
合計	883	10,558	113	11,329	

- (注) 1 . 発行済株式総数の増加は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権 (ストック・オプション) の
権利行使及び平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権 (ストック・オプシ
ョン) の権利行使による新株の発行によるものであります。
2 . 自己株式数の増加は、自己株式取得のための市場買付 10,000千株及び単元未満株式の買取請求 558千株によ
るものであります。
3 . 自己株式数の減少は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権 (ストック・オプション) の権利
行使及び平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権 (ストック・オプシ
ョン) の権利行使による譲渡 68千株並びに単元未満株式の買増請求 45千株によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結会計期間末残高(百万円)	摘要
			前連結会計年度末	当中間連結会計期間増加	当中間連結会計期間減少	当中間連結会計期間末	
当行	ストック・オプションとしての新株予約権			---		29	
合計				---		29	

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たりの金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月15日取締役会	普通株式	8,905	6.5	平成20年3月31日	平成20年6月2日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たりの金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年11月14日取締役会	普通株式	6,798	利益剰余金	5.0	平成20年9月30日	平成20年12月8日

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	1,392,506	441	22,000	1,370,947	(注)1, 2
合計	1,392,506	441	22,000	1,370,947	
自己株式					
普通株式	230	22,680	22,027	883	(注)3, 4
合計	230	22,680	22,027	883	

(注)1. 発行済株式総数の増加は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権(ストック・オプション)の権利行使及び平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による新株の発行によるものであります。

2. 発行済株式総数の減少は、自己株式の消却によるものであります。

3. 自己株式数の増加は、自己株式取得のための市場買付 22,489千株及び単元未満株式の買取請求 191千株によるものであります。

4. 自己株式数の減少は、自己株式の消却 22,000千株及び単元未満株式の買増請求 27千株によるものであります。

2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たりの金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年5月18日取締役会	普通株式	9,049	6.5	平成19年3月31日	平成19年6月4日
平成19年11月16日取締役会	普通株式	6,849	5.0	平成19年9月30日	平成19年12月10日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たりの金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月15日取締役会	普通株式	8,905	利益剰余金	6.5	平成20年3月31日	平成20年6月2日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
1．現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている科 目の金額との関係 平成19年 9 月30日現在 現金預け金勘定 495,673百万円 日本銀行以外への 預け金 275,197百万円 現金及び現金同等 物 220,476百万円	1．現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている科 目の金額との関係 平成20年 9 月30日現在 現金預け金勘定 431,708百万円 日本銀行以外への 預け金 229,974百万円 現金及び現金同等 物 201,734百万円	1．現金及び現金同等物の期末残高と連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額 との関係 平成20年 3 月31日現在 現金預け金勘定 544,132百万円 日本銀行以外への 預け金 332,465百万円 現金及び現金同等 物 211,666百万円

(リース取引関係)
(借手側)

前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産 53百万円 その他 - 百万円 合計 53百万円 減価償却累計額相当額 動産 14百万円 その他 - 百万円 合計 14百万円 中間連結会計期間末残高相当額 動産 39百万円 その他 - 百万円 合計 39百万円 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 9百万円 1年超 22百万円 合計 32百万円 ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 34百万円 減価償却費相当額 30百万円 支払利息相当額 4百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 なお、上記リース取引により使用している資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。	1. 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 有形固定資産 取得価額相当額 54百万円 減価償却累計額相当額 20百万円 中間連結会計期間末残高相当額 33百万円 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 9百万円 1年超 17百万円 合計 26百万円 ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 4百万円 減価償却費相当額 4百万円 支払利息相当額 0百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 同左 ・利息相当額の算定方法 同左 同左	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 62百万円 減価償却累計額相当額 19百万円 年度末残高相当額 42百万円 ・未経過リース料年度末残高相当額 1年内 10百万円 1年超 23百万円 合計 34百万円 ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 39百万円 減価償却費相当額 35百万円 支払利息相当額 4百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 同左 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 同左
2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 1年内 25百万円 1年超 17百万円 合計 42百万円	2. オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 97百万円 1年超 309百万円 合計 407百万円	2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 1年内 38百万円 1年超 83百万円 合計 121百万円

(貸手側)

前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)																																																																																																												
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高 <table><tr><td>取得価額</td><td></td></tr><tr><td>動産</td><td>184,714百万円</td></tr><tr><td>その他</td><td>21,140百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>205,854百万円</td></tr></table> 減価償却累計額 <table><tr><td>動産</td><td>114,141百万円</td></tr><tr><td>その他</td><td>13,314百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>127,456百万円</td></tr></table> 中間連結会計期間末残高 <table><tr><td>動産</td><td>70,572百万円</td></tr><tr><td>その他</td><td>7,825百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>78,398百万円</td></tr></table> ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table><tr><td>1年内</td><td>23,521百万円</td></tr><tr><td>1年超</td><td>54,472百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>77,993百万円</td></tr></table> ・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 ----- ・利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額との合計額から、リース物件の取得価額を控除した額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 なお、上記リース取引により使用している資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。	取得価額		動産	184,714百万円	その他	21,140百万円	合計	205,854百万円	動産	114,141百万円	その他	13,314百万円	合計	127,456百万円	動産	70,572百万円	その他	7,825百万円	合計	78,398百万円	1年内	23,521百万円	1年超	54,472百万円	合計	77,993百万円	1．ファイナンス・リース取引 (1) リース投資資産の内訳 <table><tr><td>リース料債権部分</td><td>74,789百万円</td></tr><tr><td>見積残存価額部分</td><td>8,618百万円</td></tr><tr><td>受取利息相当額</td><td>11,217百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>72,190百万円</td></tr></table> (2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の回収期日別内訳 <table><tr><td></td><td>リース債権 (百万円)</td><td>リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)</td></tr><tr><td>1年以内</td><td>19</td><td>24,699</td></tr><tr><td>1年超</td><td></td><td></td></tr><tr><td>2年以内</td><td>19</td><td>19,521</td></tr><tr><td>2年超</td><td></td><td></td></tr><tr><td>3年以内</td><td>12</td><td>14,001</td></tr><tr><td>3年超</td><td></td><td></td></tr><tr><td>4年以内</td><td>2</td><td>8,961</td></tr><tr><td>4年超</td><td></td><td></td></tr><tr><td>5年以内</td><td>1</td><td>4,611</td></tr><tr><td>5年超</td><td>-</td><td>2,994</td></tr><tr><td>合計</td><td>55</td><td>74,789</td></tr></table> 2．オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table><tr><td>1年内</td><td>13百万円</td></tr><tr><td>1年超</td><td>47百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>61百万円</td></tr></table>	リース料債権部分	74,789百万円	見積残存価額部分	8,618百万円	受取利息相当額	11,217百万円	合計	72,190百万円		リース債権 (百万円)	リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)	1年以内	19	24,699	1年超			2年以内	19	19,521	2年超			3年以内	12	14,001	3年超			4年以内	2	8,961	4年超			5年以内	1	4,611	5年超	-	2,994	合計	55	74,789	1年内	13百万円	1年超	47百万円	合計	61百万円	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高 <table><tr><td>取得価額</td><td></td></tr><tr><td>動産</td><td>125,141百万円</td></tr><tr><td>その他</td><td>13,824百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>138,966百万円</td></tr></table> 減価償却累計額 <table><tr><td>動産</td><td>57,689百万円</td></tr><tr><td>その他</td><td>7,165百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>64,854百万円</td></tr></table> 年度末残高 <table><tr><td>動産</td><td>67,452百万円</td></tr><tr><td>その他</td><td>6,659百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>74,111百万円</td></tr></table> ・未経過リース料年度末残高相当額 <table><tr><td>1年内</td><td>23,757百万円</td></tr><tr><td>1年超</td><td>54,412百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>78,170百万円</td></tr></table> ・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 <table><tr><td>受取リース料</td><td>13,741百万円</td></tr><tr><td>減価償却費</td><td>12,209百万円</td></tr><tr><td>受取利息相当額</td><td>1,425百万円</td></tr></table> ・利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額との合計額から、リース物件の取得価額を控除した額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 なお、上記リース取引により使用している資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。	取得価額		動産	125,141百万円	その他	13,824百万円	合計	138,966百万円	動産	57,689百万円	その他	7,165百万円	合計	64,854百万円	動産	67,452百万円	その他	6,659百万円	合計	74,111百万円	1年内	23,757百万円	1年超	54,412百万円	合計	78,170百万円	受取リース料	13,741百万円	減価償却費	12,209百万円	受取利息相当額	1,425百万円
取得価額																																																																																																														
動産	184,714百万円																																																																																																													
その他	21,140百万円																																																																																																													
合計	205,854百万円																																																																																																													
動産	114,141百万円																																																																																																													
その他	13,314百万円																																																																																																													
合計	127,456百万円																																																																																																													
動産	70,572百万円																																																																																																													
その他	7,825百万円																																																																																																													
合計	78,398百万円																																																																																																													
1年内	23,521百万円																																																																																																													
1年超	54,472百万円																																																																																																													
合計	77,993百万円																																																																																																													
リース料債権部分	74,789百万円																																																																																																													
見積残存価額部分	8,618百万円																																																																																																													
受取利息相当額	11,217百万円																																																																																																													
合計	72,190百万円																																																																																																													
	リース債権 (百万円)	リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)																																																																																																												
1年以内	19	24,699																																																																																																												
1年超																																																																																																														
2年以内	19	19,521																																																																																																												
2年超																																																																																																														
3年以内	12	14,001																																																																																																												
3年超																																																																																																														
4年以内	2	8,961																																																																																																												
4年超																																																																																																														
5年以内	1	4,611																																																																																																												
5年超	-	2,994																																																																																																												
合計	55	74,789																																																																																																												
1年内	13百万円																																																																																																													
1年超	47百万円																																																																																																													
合計	61百万円																																																																																																													
取得価額																																																																																																														
動産	125,141百万円																																																																																																													
その他	13,824百万円																																																																																																													
合計	138,966百万円																																																																																																													
動産	57,689百万円																																																																																																													
その他	7,165百万円																																																																																																													
合計	64,854百万円																																																																																																													
動産	67,452百万円																																																																																																													
その他	6,659百万円																																																																																																													
合計	74,111百万円																																																																																																													
1年内	23,757百万円																																																																																																													
1年超	54,412百万円																																																																																																													
合計	78,170百万円																																																																																																													
受取リース料	13,741百万円																																																																																																													
減価償却費	12,209百万円																																																																																																													
受取利息相当額	1,425百万円																																																																																																													

（有価証券関係）

1. 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成19年9月30日現在）

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	34,902	34,955	53
地方債	35,142	34,963	179
社債	12,278	12,208	70
合計	82,324	82,127	197

（注）時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成19年9月30日現在）

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	155,636	246,252	90,615
債券	734,843	730,340	4,503
国債	513,458	509,855	3,603
地方債	53,083	52,886	196
社債	168,301	167,597	703
その他	288,214	287,096	1,118
合計	1,178,695	1,263,688	84,993

（注）1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、1,127百万円（うち、株式 1,127百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成19年9月30日現在）

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
事業債	69,501
その他有価証券	
事業債	197,876
信託受益権	69,087
非上場株式	12,190

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価（百万円）	差額（百万円）
国債	34,901	35,298	396
地方債	56,173	56,692	518
社債	19,499	19,720	220
合計	110,574	111,711	1,136

（注）時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	153,296	163,208	9,912
債券	653,270	656,281	3,010
国債	409,307	412,902	3,594
地方債	54,775	54,739	36
社債	189,187	188,639	547
その他	247,210	238,534	8,676
合計	1,053,777	1,058,024	4,246

（注）1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。なお、当中間連結会計期間末に保有する変動利付国債の時価については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日）を考慮し、合理的に算定された価額によっております。これにより、市場価格によって評価した場合に比べ、有価証券は13,479百万円増加しております。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、3,639百万円（うち、株式3,548百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成20年9月30日現在）

	金額（百万円）
満期保有目的の債券	
事業債	30,868
その他有価証券	
事業債	204,966
信託受益権	72,724
非上場株式	12,258

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
国債	34,902	35,764	861	861	-
地方債	35,162	36,123	961	961	-
社債	11,685	12,035	349	360	10
合計	81,749	83,922	2,173	2,183	10

（注）1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額（百万円）	評価差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
株式	155,656	191,664	36,007	52,306	16,299
債券	804,755	799,958	4,796	1,377	6,173
国債	563,955	558,931	5,024	808	5,833
地方債	42,415	42,614	199	220	20
社債	198,384	198,412	27	348	320
その他	266,122	261,118	5,003	626	5,629
合計	1,226,533	1,252,741	26,207	54,310	28,102

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、3,458百万円（うち、株式 3,458百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

3. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成20年3月31日現在）

	金額（百万円）
満期保有目的の債券	
事業債	50,599
その他有価証券	
事業債	205,242
信託受益権	71,041
非上場株式	12,826

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末 (平成19年 9 月30日現在)
該当事項はありません。

当中間連結会計期間末 (平成20年 9 月30日現在)
該当事項はありません。

前連結会計年度末 (平成20年 3 月31日現在)
該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

- その他有価証券評価差額金 (平成19年 9 月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	84,993
その他有価証券	84,993
() 繰延税金負債	31,594
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	53,399
() 少数株主持分相当額	157
その他有価証券評価差額金	53,242

(注) 時価評価されていない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額及び時価評価されていない有価証券に区分している投資事業組合の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

当中間連結会計期間末

- その他有価証券評価差額金 (平成20年 9 月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	4,247
その他有価証券	4,247
() 繰延税金負債	197
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	4,049
() 少数株主持分相当額	48
その他有価証券評価差額金	4,098

(注) 時価評価されていない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

前連結会計年度末

- その他有価証券評価差額金 (平成20年 3 月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	26,207
その他有価証券	26,207
() 繰延税金負債	8,783
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	17,424
() 少数株主持分相当額	40
その他有価証券評価差額金	17,384

(注) 時価評価されていない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額及び時価評価されていない有価証券に区分している投資事業組合の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

(デリバティブ取引関係)
前中間連結会計期間末

1. 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	-	-	-
	金利オプション	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	5,077,186	4,196	4,222
	金利オプション	-	-	-
	その他	99,369	437	1,613
	合計	-	3,759	5,835

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 金利スワップの「時価」と「評価損益」との差額は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置を適用し、平成14年度まで実施していた「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益であります。

なお、当該繰延ヘッジ損益につきましては、資金調達費用又は資金運用収益として当中間連結会計期間末までに期間配分いたしました。

3. その他はキャップ取引等であります。

2. 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-
店頭	通貨スワップ	341,491	1,830	1,830
	為替予約	514,284	39	39
	通貨オプション	60,680	9	303
	その他	-	-	-
	合計	-	1,879	2,174

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

3. 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

該当事項はありません。

4. 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	2,562	1	1
	債券先物オプション	-	-	-
店頭	債券店頭オプション	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	-	1	1

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

5. 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

該当事項はありません。

6. クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間末

1. 金利関連取引（平成20年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品 取引所	金利先物	2,471	6	6
	金利オプション	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	4,110,694	4,097	4,097
	金利オプション	-	-	-
	その他	90,720	201	1,766
	合計	-	3,888	5,856

（注）1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
2. その他はキャップ取引等であります。

2. 通貨関連取引（平成20年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品 取引所	通貨先物	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-
店頭	通貨スワップ	330,960	2,116	2,116
	為替予約	456,722	66	66
	通貨オプション	117,834	20	864
	その他	-	-	-
	合計	-	2,202	3,047

（注） 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

3. 株式関連取引（平成20年9月30日現在）

該当事項はありません。

4. 債券関連取引（平成20年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品 取引所	債券先物	5,384	5	5
	債券先物オプション	-	-	-
店頭	債券店頭オプション	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	-	5	5

（注） 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

5. 商品関連取引（平成20年9月30日現在）

該当事項はありません。

6. クレジットデリバティブ取引（平成20年9月30日現在）

該当事項はありません。

1. 金利関連取引（平成20年3月31日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	金利先物	2,447	0	0
	金利オプション	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	4,842,108	4,215	4,240
	金利オプション	-	-	-
	その他	81,502	189	1,736
	合計	-	4,026	5,977

（注）1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 金利スワップの「時価」と「評価損益」との差額は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する経過措置を適用し、平成14年度まで実施していた「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益であります。

なお、当該繰延ヘッジ損益につきましては、資金調達費用又は資金運用収益として当連結会計年度末までに期間配分いたしました。

3. その他はキャップ取引等であります。

2. 通貨関連取引（平成20年3月31日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	通貨先物	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-
店頭	通貨スワップ	328,087	2,285	2,285
	為替予約	684,540	81	81
	通貨オプション	100,472	22	736
	その他	-	-	-
	合計	-	2,226	2,940

（注） 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

3. 株式関連取引（平成20年3月31日現在）

該当事項はありません。

4. 債券関連取引（平成20年3月31日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	債券先物	5,863	38	38
	債券先物オプション	-	-	-
店頭	債券店頭オプション	200,000	6,335	2,641
	その他	-	-	-
	合計	-	6,373	2,679

（注） 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

5. 商品関連取引（平成20年3月31日現在）

該当事項はありません。

6. クレジットデリバティブ取引（平成20年3月31日現在）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費 29百万円

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成20年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	当行取締役: 7 当行使用人で執行役員たる地位にある者: 11
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 178,800株
付与日	平成20年7月9日
権利確定条件	定めなし
対象勤務期間	定めなし
権利行使期間	平成20年7月10日から平成50年7月9日まで
権利行使価格(円)	1
付与日における公正な評価単価(円)	647

(注) 株式数に換算して記載しております。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

当連結会計年度において存在したストック・オプションの内容

	平成11年 ストック・オプション	平成12年 ストック・オプション	平成13年 ストック・オプション	平成14年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	当行取締役: 10 当行使用人で執行役員たる地位にある者: 6	当行取締役: 8 当行本部、営業店に所属する執行役員、理事、参与、副参与、参事(部店長級)並びに連結子会社に出向している参与、副参与の資格を有する使用人: 275	当行取締役: 8 当行本部、営業店に所属する執行役員、理事、参与、副参与、参事並びに連結子会社に出向している参与、副参与、参事の資格を有する者のうち、連結子会社の役付役員である使用人: 252	当行取締役: 8 使用人: 180
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 310,000株	普通株式 1,504,000株	普通株式 1,489,000株	普通株式 1,473,000株
付与日	平成11年7月21日	平成12年7月7日	平成13年7月6日	平成14年7月5日
権利確定条件	定めなし	同左	同左	同左
対象勤務期間	定めなし	同左	同左	同左
権利行使期間	平成13年6月26日から平成21年6月25日まで	平成14年6月29日から平成22年6月28日まで	平成15年6月28日から平成23年6月27日まで	平成16年6月27日から平成24年6月26日まで
権利行使価格(円)	369	498	502	520
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-	-

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	当行取締役: 8 使用人: 186	当行取締役: 8 使用人: 280	当行取締役: 7 使用人: 455
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,407,000株	普通株式 2,186,000株	普通株式 4,379,000株
付与日	平成15年7月7日	平成16年7月6日	平成17年7月7日
権利確定条件	定めなし	同左	同左
対象勤務期間	定めなし	同左	同左
権利行使期間	平成17年6月27日から平成25年6月26日まで	平成18年6月26日から平成26年6月25日まで	平成19年6月29日から平成27年6月28日まで
権利行使価格(円)	437	624	648
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-

(注) 株式数に換算して記載しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額及び経常利益の合計額に占める「銀行業」の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他の事 業(百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	155,050	20,558	2,069	177,678	-	177,678
(2) セグメント間の内部経常収益	580	51	2,430	3,063	(3,063)	-
計	155,631	20,610	4,500	180,741	(3,063)	177,678
経常費用	129,170	22,330	5,139	156,640	(3,127)	153,512
経常利益(は経常損失)	26,460	1,720	639	24,101	64	24,165

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容は次のとおりであります。

(1) 銀行業.....銀行業

(2) リース業.....リース業

(3) その他の事業.....保証、ベンチャーキャピタル業等

3. 会計処理の方法の変更

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当中間連結会計期間より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)を適用しております。これにより、「リース業」の経常利益は1,468百万円減少しております。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計、経常利益及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める「銀行業」の割合が、いずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)、当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)及び前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)、当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)及び前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
1 株当たり純資産額	円	519.70	507.49	513.03
1 株当たり中間 (当期) 純利益金額	円	24.97	11.04	49.52
潜在株式調整後 1 株当たり中間 (当期) 純利益金額	円	24.92	11.02	49.43

(注) 1 . 1 株当たり中間 (当期) 純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり中間 (当期) 純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
1 株当たり中間 (当期) 純利益金額				
中間 (当期) 純利益	百万円	34,645	15,115	68,270
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-	-
普通株式に係る中間 (当期) 純利益	百万円	34,645	15,115	68,270
普通株式の (中間) 期中平均株式数	千株	1,387,179	1,368,374	1,378,573
潜在株式調整後 1 株当たり中間 (当期) 純利益金額				
中間 (当期) 純利益調整額	百万円	-	-	-
普通株式増加数	千株	2,986	2,029	2,504
新株予約権	千株	2,399	1,696	1,985
新株引受権	千株	587	333	518
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間 (当期) 純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		該当事項はありません。	同左	同左

2 . 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 (平成19年 9 月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年 9 月30日)	前連結会計年度末 (平成20年 3 月31日)
純資産の部の合計額	百万円	757,355	735,039	748,348
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	45,430	44,974	45,450
新株予約権	百万円	-	29	-
少数株主持分	百万円	45,430	44,944	45,450
普通株式に係る中間期末 (期末) の純資産額	百万円	711,924	690,065	702,897
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末 (期末) の普通株式の数	千株	1,369,851	1,359,742	1,370,063

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

（単位：百万円）

		当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
経常収益		92,385
資金運用収益		57,975
(うち貸出金利息)		47,986
(うち有価証券利息配当金)		4,823
役務取引等収益		12,289
特定取引収益		177
その他業務収益		13,049
その他経常収益	1	8,894
経常費用		90,611
資金調達費用		10,043
(うち預金利息)		6,812
役務取引等費用		3,101
その他業務費用		14,588
営業経費		27,449
その他経常費用	2	35,428
経常利益		1,774
特別利益		1,026
償却債権取立益		1,026
特別損失		185
固定資産処分損		185
税金等調整前四半期純利益		2,615
法人税、住民税及び事業税		8,758
法人税等調整額		7,544
法人税等合計		1,213
少数株主損失()		135
四半期純利益		1,536

当第2四半期連結会計期間
(自 平成20年7月1日
至 平成20年9月30日)

1. その他経常収益には、株式等売却益8,033百万円を含んでおります。
2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額 26,804百万円、貸出金償却 5,568百万円及び株式等償却 1,348百万円を含んでおります。

3【中間財務諸表】
(1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年 9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年 9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年 3月31日)
資産の部			
現金預け金	492,335	428,927	542,674
コールローン	92,611	150,713	232,611
買入金銭債権	293,974	255,018	276,850
特定取引資産	58,297	30,601	51,480
有価証券	1, 7, 14 1,413,199	1, 7, 14 1,249,704	1, 7, 14 1,410,983
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8 8,447,762	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8 8,790,801	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8 8,578,995
外国為替	6 4,904	6 6,198	6 3,595
その他資産	7 99,379	7 142,385	7 284,572
有形固定資産	9, 10, 11 135,159	9, 10 138,487	9, 10, 11 136,727
無形固定資産	13,425	15,471	15,709
繰延税金資産	5,637	45,893	28,292
支払承諾見返	111,863	106,027	108,522
貸倒引当金	46,096	71,803	45,339
資産の部合計	11,122,456	11,288,428	11,625,677
負債の部			
預金	7 9,654,952	7 9,819,212	7 9,996,893
譲渡性預金	170,852	185,190	155,456
コールマネー	7 213,600	7 224,862	7 202,779
特定取引負債	2,418	1,061	1,954
借入金	12 91,635	7, 12 112,520	7, 12 118,025
外国為替	131	65	55
社債	13 40,000	13 20,000	13 40,000
その他負債	102,518	106,467	276,254
未払法人税等	-	20,573	28,342
その他の負債	-	85,894	-
役員賞与引当金	-	-	85
役員退職慰労引当金	829	-	1,072
預金払戻引当金	-	900	881
偶発損失引当金	-	320	116
再評価に係る繰延税金負債	9 22,333	9 22,333	9 22,333
支払承諾	111,863	106,027	108,522
負債の部合計	10,411,136	10,598,961	10,924,432
純資産の部			
資本金	215,526	215,628	215,597
資本剰余金	177,142	177,244	177,213
資本準備金	177,142	177,244	177,213
利益剰余金	251,845	266,901	259,798
利益準備金	38,384	38,384	38,384
その他利益剰余金	213,461	228,516	221,414
固定資産圧縮積立金	1,370	1,490	1,490
別途積立金	118,234	118,234	118,234
繰越利益剰余金	93,856	108,792	101,690
自己株式	18,231	6,752	705
株主資本合計	626,283	653,021	651,903
その他有価証券評価差額金	53,111	4,272	17,453
繰延ヘッジ損益	1	216	39
土地再評価差額金	9 31,927	9 31,927	9 31,927
評価・換算差額等合計	85,036	36,416	49,341
新株予約権	-	29	-
純資産の部合計	711,320	689,467	701,245
負債及び純資産の部合計	11,122,456	11,288,428	11,625,677

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
経常収益	141,865	155,509	293,098
資金運用収益	107,158	115,445	224,455
(うち貸出金利息)	89,771	95,638	185,066
(うち有価証券利息配当金)	8,134	8,635	17,309
役務取引等収益	23,638	21,908	47,956
特定取引収益	533	444	981
その他業務収益	4,411	7,924	9,432
その他経常収益	1 6,123	1 9,784	1 10,272
経常費用	86,051	129,705	183,224
資金調達費用	18,661	21,391	41,013
(うち預金利息)	12,892	13,503	27,158
役務取引等費用	5,329	5,103	13,279
特定取引費用	4	-	24
その他業務費用	1,517	6,275	4,364
営業経費	2 49,135	2 53,155	100,048
その他経常費用	3 11,403	3 43,779	3 24,494
経常利益	55,814	25,804	109,874
特別利益	1,625	1,287	2,978
特別損失	1,018	256	2,319
税引前中間純利益	56,420	26,834	110,533
法人税、住民税及び事業税	26,704	20,106	48,440
法人税等調整額	4,375	9,306	4,375
法人税等合計	-	10,799	-
中間純利益	34,092	16,034	66,468

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	215,481	215,597	215,481
当中間期変動額			
新株の発行	45	31	115
当中間期変動額合計	45	31	115
当中間期末残高	215,526	215,628	215,597
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	177,097	177,213	177,097
当中間期変動額			
新株の発行	45	31	115
当中間期変動額合計	45	31	115
当中間期末残高	177,142	177,244	177,213
資本剰余金合計			
前期末残高	177,097	177,213	177,097
当中間期変動額			
新株の発行	45	31	115
当中間期変動額合計	45	31	115
当中間期末残高	177,142	177,244	177,213
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	38,383	38,384	38,383
当中間期変動額			
利益準備金の積立	0	0	0
当中間期変動額合計	0	0	0
当中間期末残高	38,384	38,384	38,384
その他利益剰余金			
固定資産圧縮積立金			
前期末残高	1,370	1,490	1,370
当中間期変動額			
固定資産圧縮積立金の積立	-	-	197
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	77
当中間期変動額合計	-	-	120
当中間期末残高	1,370	1,490	1,490
別途積立金			
前期末残高	118,234	118,234	118,234
当中間期末残高	118,234	118,234	118,234
繰越利益剰余金			
前期末残高	68,770	101,690	68,770
当中間期変動額			
剰余金の配当	9,049	8,905	15,899
利益準備金の積立	0	0	0
固定資産圧縮積立金の積立	-	-	197
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	77
中間純利益	34,092	16,034	66,468
自己株式の処分	0	27	1
自己株式の消却	-	-	17,572
土地再評価差額金の取崩	44	-	44
当中間期変動額合計	25,086	7,102	32,919
当中間期末残高	93,856	108,792	101,690

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
利益剰余金合計			
前期末残高	226,758	259,798	226,758
当中間期変動額			
剰余金の配当	9,049	8,905	15,899
利益準備金の積立	-	-	-
固定資産圧縮積立金の積立	-	-	-
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-
中間純利益	34,092	16,034	66,468
自己株式の処分	0	27	1
自己株式の消却	-	-	17,572
土地再評価差額金の取崩	44	-	44
当中間期変動額合計	25,086	7,102	33,040
当中間期末残高	251,845	266,901	259,798
自己株式			
前期末残高	205	705	205
当中間期変動額			
自己株式の取得	18,037	6,136	18,095
自己株式の処分	11	89	23
自己株式の消却	-	-	17,572
当中間期変動額合計	18,025	6,046	500
当中間期末残高	18,231	6,752	705
株主資本合計			
前期末残高	619,132	651,903	619,132
当中間期変動額			
新株の発行	90	62	231
剰余金の配当	9,049	8,905	15,899
中間純利益	34,092	16,034	66,468
自己株式の取得	18,037	6,136	18,095
自己株式の処分	11	62	21
土地再評価差額金の取崩	44	-	44
当中間期変動額合計	7,151	1,117	32,771
当中間期末残高	626,283	653,021	651,903
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	65,039	17,453	65,039
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	11,927	13,181	47,585
当中間期変動額合計	11,927	13,181	47,585
当中間期末残高	53,111	4,272	17,453
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	8	39	8
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	10	256	48
当中間期変動額合計	10	256	48
当中間期末残高	1	216	39
土地再評価差額金			
前期末残高	31,972	31,927	31,972
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	44	-	44
当中間期変動額合計	44	-	44
当中間期末残高	31,927	31,927	31,927

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
評価・換算差額等合計			
前期末残高	97,019	49,341	97,019
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	11,982	12,925	47,678
当中間期変動額合計	11,982	12,925	47,678
当中間期末残高	85,036	36,416	49,341
新株予約権			
前期末残高	-	-	-
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	-	29	-
当中間期変動額合計	-	29	-
当中間期末残高	-	29	-
純資産合計			
前期末残高	716,152	701,245	716,152
当中間期変動額			
新株の発行	90	62	231
剰余金の配当	9,049	8,905	15,899
中間純利益	34,092	16,034	66,468
自己株式の取得	18,037	6,136	18,095
自己株式の処分	11	62	21
土地再評価差額金の取崩	44	-	44
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	11,982	12,895	47,678
当中間期変動額合計	4,831	11,778	14,906
当中間期末残高	711,320	689,467	701,245

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとのみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。	金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとのみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。	金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとのみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 （追加情報） 当中間会計期間末に保有する変動利付国債の時価については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日）を考慮し、合理的に算定された価額によっております。これにより、市場価格によって評価した場合に比べ、有価証券は 13,479百万円増加しております。	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。	同左	同左

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～60年 動産：2年～20年 （会計方針の変更） 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却を行っております。この変更による中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。 （追加情報） 当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。 (2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。 -----	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～60年 その他：2年～20年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によることとしております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零とすることとしております。	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～60年 動産：2年～20年 （会計方針の変更） 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却を行っております。この変更による貸借対照表等に与える影響は軽微であります。 （追加情報） 当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。 (2) 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。 -----

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
5. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 76,505百万円であります。 -----	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 74,545百万円であります。 -----	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 71,165百万円であります。 (2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上することとしております。なお、当中間会計期間末においては、信託財産及び年金資産の合計額が退職給付債務を一時的に超過したため当該差額をその他資産に計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 ・過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（2年）による定額法により損益処理 ・数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理	(3) 退職給付引当金 同左	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上することとしております。なお、当事業年度末においては、信託財産及び年金資産の合計額が退職給付債務を一時的に超過したため当該差額をその他資産に計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 ・過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（2年）による定額法により損益処理 ・数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理
	(4) 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。 (会計方針の変更) 従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年 4月13日）が平成19年 4月 1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間会計期間から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、営業経費は 116百万円、特別損失は 713百万円それぞれ増加し、経常利益は 116百万円、税引前中間純利益は 829百万円それぞれ減少しております。	-----	(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。 (会計方針の変更) 従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年 4月13日。以下、「監査・保証実務委員会報告第42号」という。）が平成19年 4月 1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当事業年度から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、営業経費は 359百万円、特別損失は 713百万円それぞれ増加し、経常利益は 359百万円、税引前当期純利益は 1,072百万円それぞれ減少しております。
	-----	(5) 預金払戻引当金 預金払戻引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。	(5) 預金払戻引当金 預金払戻引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。 (追加情報) 従来、負債計上を中止した預金の預金者への払戻については、払戻時に損失処理しておりましたが、監査・保証実務委員会報告第42号が平成19年 4月 1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当事業年度から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用は 44百万円減少、特別損失は 925百万円増加し、経常利益は 44百万円増加、税引前当期純利益は 881百万円減少しております。
	-----	(6) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(6) 偶発損失引当金 同左

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. ヘッジ会計の方法	(1) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をすることとしております。 (2) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨がジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。	(1) 金利リスク・ヘッジ 同左 (2) 為替変動リスク・ヘッジ 同左	(1) 金利リスク・ヘッジ 同左 (2) 為替変動リスク・ヘッジ 同左
9. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左	同左

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年 6月15日付及び同 7月 4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。 -----	----- (リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年 3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年 4月 1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。	(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年 6月15日付及び同 7月 4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。 -----

【表示方法の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)
-----	(中間貸借対照表関係) 「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年 7月11日)により改正され、平成20年 4月 1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から「その他負債」中の「未払法人税等」及び「その他の負債」を内訳表示しております。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)																												
1. 関係会社の株式及び出資額総額 9,456百万円 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 7,488百万円、延滞債権額は 139,477百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 5,115百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 49,276百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 201,358百万円であります。 なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、76,246百万円であります。 7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table><tr><td>有価証券</td><td>513,737百万円</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>8,113百万円</td></tr></table> 担保資産に対応する債務 <table><tr><td>預金</td><td>15,273百万円</td></tr><tr><td>コールマネー</td><td>79,800百万円</td></tr></table> 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 121,814百万円及びその他資産 2百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は 6,004百万円であります。	有価証券	513,737百万円	貸出金	8,113百万円	預金	15,273百万円	コールマネー	79,800百万円	1. 関係会社の株式及び出資額総額 9,277百万円 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 50,075百万円、延滞債権額は 147,680百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 8,840百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 54,038百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 260,634百万円であります。 なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、62,282百万円であります。 7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table><tr><td>有価証券</td><td>481,148百万円</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>17,387百万円</td></tr></table> 担保資産に対応する債務 <table><tr><td>預金</td><td>27,885百万円</td></tr><tr><td>コールマネー</td><td>53,100百万円</td></tr><tr><td>借入金</td><td>70,900百万円</td></tr></table> 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 119,594百万円及びその他資産 2百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は 5,961百万円であります。	有価証券	481,148百万円	貸出金	17,387百万円	預金	27,885百万円	コールマネー	53,100百万円	借入金	70,900百万円	1. 関係会社の株式及び出資額総額 9,328百万円 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 8,569百万円、延滞債権額は 129,280百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 5,540百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 46,313百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 189,704百万円であります。 なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、75,686百万円であります。 7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table><tr><td>有価証券</td><td>426,059百万円</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>2,838百万円</td></tr></table> 担保資産に対応する債務 <table><tr><td>預金</td><td>46,344百万円</td></tr><tr><td>コールマネー</td><td>46,100百万円</td></tr><tr><td>借入金</td><td>76,400百万円</td></tr></table> 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 121,530百万円及びその他資産 552百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は 5,960百万円であります。	有価証券	426,059百万円	貸出金	2,838百万円	預金	46,344百万円	コールマネー	46,100百万円	借入金	76,400百万円
有価証券	513,737百万円																													
貸出金	8,113百万円																													
預金	15,273百万円																													
コールマネー	79,800百万円																													
有価証券	481,148百万円																													
貸出金	17,387百万円																													
預金	27,885百万円																													
コールマネー	53,100百万円																													
借入金	70,900百万円																													
有価証券	426,059百万円																													
貸出金	2,838百万円																													
預金	46,344百万円																													
コールマネー	46,100百万円																													
借入金	76,400百万円																													

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,858,089百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,266,975百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行の申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 40,525百万円 10. 有形固定資産の減価償却累計額 102,030百万円 11. 有形固定資産の圧縮記帳額 113,105百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円) 12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 41,000百万円が含まれております。 13. 社債は、劣後特約付社債であります。 14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は247,733百万円です。	8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,845,024百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,146,702百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行の申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 36,235百万円 10. 有形固定資産の減価償却累計額 104,506百万円 11. 有形固定資産の圧縮記帳額 — — — — — 12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 41,000百万円が含まれております。 13. 社債は、劣後特約付社債であります。 14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は210,549百万円です。	8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,977,138百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,337,315百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行の申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 36,235百万円 10. 有形固定資産の減価償却累計額 102,289百万円 11. 有形固定資産の圧縮記帳額 113,103百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円) 12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 41,000百万円が含まれております。 13. 社債は、劣後特約付社債であります。 14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は235,971百万円です。

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
1. その他経常収益には、株式等売却益 4,616百万円を含んでおります。 2. 減価償却実施額は下記のとおりで あります。 有形固定資産 2,972百万円 無形固定資産 2,275百万円 3. その他経常費用には、貸出金償 却 8,207百万円及び株式等償却 1,149百 万円を含んでおります。	1. その他経常収益には、株式等売却益 8,490百万円を含んでおります。 2. 減価償却実施額は下記のとおりで あります。 有形固定資産 4,002百万円 無形固定資産 2,853百万円 3. その他経常費用には、貸倒引当金繰入 額 28,469百万円、貸出金償却 10,077百 万円及び株式等償却 3,228百万円を含ん でおります。	1. その他経常収益には、株式等売却益 6,896百万円を含んでおります。 ----- 3. その他経常費用には、貸出金償却 14,219百万円、貸倒引当金繰入額 3,520 百万円及び株式等償却 3,444百万円を含 んでおります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当中間会計期間増加 株式数(千株)	当中間会計期間減少 株式数(千株)	当中間会計期間末株 式数(千株)	摘 要
自己株式					
普通株式	230	22,604	13	22,821	(注)
合計	230	22,604	13	22,821	

(注) 当中間会計期間中の増加事由は、自己株式取得のための市場買付 22,489千株及び単元未満株式の買取請求 115千株によるものであります。また、当中間会計期間中の減少事由は、単元未満株式の買増請求によるものであります。

当中間会計期間(自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当中間会計期間増加 株式数(千株)	当中間会計期間減少 株式数(千株)	当中間会計期間末株 式数(千株)	摘 要
自己株式					
普通株式	883	10,558	113	11,329	(注) 1, 2
合計	883	10,558	113	11,329	

(注) 1. 自己株式数の増加は、自己株式取得のための市場買付 10,000千株及び単元未満株式の買取請求 558千株によるものであります。

2. 自己株式数の減少は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権(ストック・オプション)の権利行使及び平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による譲渡 68千株並びに単元未満株式の買増請求 45千株によるものであります。

前事業年度(自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当事業年度増加株式 数(千株)	当事業年度減少株式 数(千株)	当事業年度末株式数 (千株)	摘 要
自己株式					
普通株式	230	22,680	22,027	883	(注) 1, 2
合計	230	22,680	22,027	883	

(注) 1. 自己株式数の増加は、自己株式取得のための市場買付 22,489千株及び単元未満株式の買取請求 191千株によるものであります。

2. 自己株式数の減少は、自己株式の消却 22,000千株及び単元未満株式の買増請求 27千株によるものであります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)																																																												
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 <table><tr><td></td><td>動産</td></tr><tr><td>取得価額相当額</td><td>118百万円</td></tr><tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>24百万円</td></tr><tr><td>中間会計期間末残高相当額</td><td>94百万円</td></tr></table> ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table><tr><td>1 年内</td><td>21百万円</td></tr><tr><td>1 年超</td><td>67百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>88百万円</td></tr></table> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table><tr><td>支払リース料</td><td>11百万円</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>10百万円</td></tr><tr><td>支払利息相当額</td><td>2百万円</td></tr></table> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 なお、上記リース取引により使用している資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。		動産	取得価額相当額	118百万円	減価償却累計額相当額	24百万円	中間会計期間末残高相当額	94百万円	1 年内	21百万円	1 年超	67百万円	合計	88百万円	支払リース料	11百万円	減価償却費相当額	10百万円	支払利息相当額	2百万円	1. 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 <table><tr><td></td><td>有形固定資産</td></tr><tr><td>取得価額相当額</td><td>118百万円</td></tr><tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>43百万円</td></tr><tr><td>中間会計期間末残高相当額</td><td>75百万円</td></tr></table> ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table><tr><td>1 年内</td><td>22百万円</td></tr><tr><td>1 年超</td><td>48百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>71百万円</td></tr></table> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table><tr><td>支払リース料</td><td>12百万円</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>11百万円</td></tr><tr><td>支払利息相当額</td><td>1百万円</td></tr></table> ・減価償却費相当額の算定方法 同左 ・利息相当額の算定方法 同左 同左		有形固定資産	取得価額相当額	118百万円	減価償却累計額相当額	43百万円	中間会計期間末残高相当額	75百万円	1 年内	22百万円	1 年超	48百万円	合計	71百万円	支払リース料	12百万円	減価償却費相当額	11百万円	支払利息相当額	1百万円	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table><tr><td></td><td>動産</td></tr><tr><td>取得価額相当額</td><td>126百万円</td></tr><tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>35百万円</td></tr><tr><td>期末残高相当額</td><td>90百万円</td></tr></table> ・未経過リース料期末残高相当額 <table><tr><td>1 年内</td><td>23百万円</td></tr><tr><td>1 年超</td><td>61百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>84百万円</td></tr></table> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table><tr><td>支払リース料</td><td>24百万円</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>22百万円</td></tr><tr><td>支払利息相当額</td><td>4百万円</td></tr></table> ・減価償却費相当額の算定方法 同左 ・利息相当額の算定方法 同左 同左		動産	取得価額相当額	126百万円	減価償却累計額相当額	35百万円	期末残高相当額	90百万円	1 年内	23百万円	1 年超	61百万円	合計	84百万円	支払リース料	24百万円	減価償却費相当額	22百万円	支払利息相当額	4百万円
	動産																																																													
取得価額相当額	118百万円																																																													
減価償却累計額相当額	24百万円																																																													
中間会計期間末残高相当額	94百万円																																																													
1 年内	21百万円																																																													
1 年超	67百万円																																																													
合計	88百万円																																																													
支払リース料	11百万円																																																													
減価償却費相当額	10百万円																																																													
支払利息相当額	2百万円																																																													
	有形固定資産																																																													
取得価額相当額	118百万円																																																													
減価償却累計額相当額	43百万円																																																													
中間会計期間末残高相当額	75百万円																																																													
1 年内	22百万円																																																													
1 年超	48百万円																																																													
合計	71百万円																																																													
支払リース料	12百万円																																																													
減価償却費相当額	11百万円																																																													
支払利息相当額	1百万円																																																													
	動産																																																													
取得価額相当額	126百万円																																																													
減価償却累計額相当額	35百万円																																																													
期末残高相当額	90百万円																																																													
1 年内	23百万円																																																													
1 年超	61百万円																																																													
合計	84百万円																																																													
支払リース料	24百万円																																																													
減価償却費相当額	22百万円																																																													
支払利息相当額	4百万円																																																													
2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 <table><tr><td>1 年内</td><td>25百万円</td></tr><tr><td>1 年超</td><td>17百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>42百万円</td></tr></table>	1 年内	25百万円	1 年超	17百万円	合計	42百万円	2. オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table><tr><td>1 年内</td><td>156百万円</td></tr><tr><td>1 年超</td><td>309百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>466百万円</td></tr></table>	1 年内	156百万円	1 年超	309百万円	合計	466百万円	2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 <table><tr><td>1 年内</td><td>38百万円</td></tr><tr><td>1 年超</td><td>83百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>121百万円</td></tr></table>	1 年内	38百万円	1 年超	83百万円	合計	121百万円																																										
1 年内	25百万円																																																													
1 年超	17百万円																																																													
合計	42百万円																																																													
1 年内	156百万円																																																													
1 年超	309百万円																																																													
合計	466百万円																																																													
1 年内	38百万円																																																													
1 年超	83百万円																																																													
合計	121百万円																																																													

(有価証券関係)

- 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末(平成19年 9月30日現在)
該当事項はありません。

当中間会計期間末(平成20年 9月30日現在)
該当事項はありません。

前事業年度末(平成20年 3月31日現在)
該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【その他】

平成20年11月14日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

中間配当による配当金の総額・・・・・・6,798百万円

1株当たりの金額・・・・・・5円00銭

支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・平成20年12月 8日

(注)平成20年 9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月 5 日

株式会社横浜銀行

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉田 洋 印
----------------	-------	--------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	松崎 雅則 印
----------------	-------	---------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社横浜銀行及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月12日

株式会社横浜銀行

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉田 洋	印
----------------	-------	------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	松崎 雅則	印
----------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社横浜銀行及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．中間連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月5日

株式会社横浜銀行

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉田 洋	印
----------------	-------	------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	松崎 雅則	印
----------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第147期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社横浜銀行の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．前中間会計期間の中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

平成20年11月12日

株式会社横浜銀行

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉田 洋	印
----------------	-------	------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	松崎 雅則	印
----------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第148期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社横浜銀行の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．中間財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。